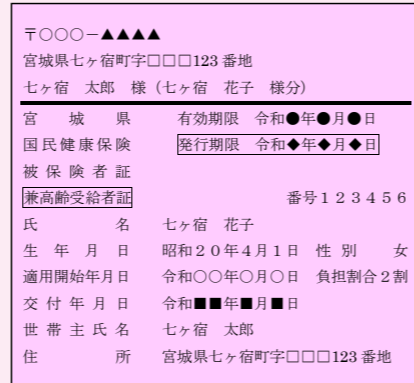


国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の保険証が更新されます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は**令和元年7月31日まで**となっております。新しい保険証は7月中に郵送いたしますので、ご確認ください。**(国民健康保険税(国保税)に未納がある世帯**には、納税相談の上、新しい保険証をお渡しいたしますので、**郵送はいたしません**) 8月1日以降医療機関で受診される際には、新しい「保険証」を窓口へ提出してください。

また、**70歳から74歳までの方**にはこれまで高齢受給者証を郵送していましたが、**今年から保険証と高齢受給者証が一体型となった保険証**が発行されます。



※イメージ

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

国民健康保険(国保)の被保険者が就職した場合や、勤務先を退職して社会保険から脱退した場合には、届出が必要となります。

勤務先を退職した場合は、職場で国民健康保険と国民年金の加入手続きはできません。退職とともに社会保険から脱退した場合は、前の勤務先から「健康保険資格喪失証明書」が発行されますので、こちらを持参のうえ、手続きをお願いします。

国保加入の手続きが遅れると、医療機関を受診する際に全額負担(10割負担)となり、また年金の未納額が発生し受給額が減額されるなど、非常に不利益が伴います。保険証、印鑑、マイナンバーカード(または通知カード)をご持参のうえ、速やかに手続きにお越しくください。

国民健康保険税について

国民健康保険税(国保税)は1世帯あたりの所得、世帯の加入者数に応じて計算し、4月からの1年間の国保税を、7月から2月までの8期に分けて納付していただきます。なお、一部の世帯は、世帯主の年金から特別徴収(天引き)されます。

特別な理由がなく国保税を納付しない場合は、給付が制限される場合があります。納付が困難な場合には、早めにご相談ください。



●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:高橋 航)

5段階の「警戒レベル」を用いて避難勧告などを発令します

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)では、気象庁や各自治体が事前に避難を呼び掛けていたにもかかわらず、実際に避難するという行動に結び付かなかったことから、多くの人が犠牲になりました。

自らの命を守るため、自分が住んでいる場所の危険性を事前に把握し、町から発表される情報の種類と、命を守る避難行動を確認するようにしましょう。

防災情報はいろいろあるけどいつ避難すればいいの? 警戒レベル4で全員避難!!

警戒レベル4・警戒レベル3の情報が発表された場合は、安全な場所に避難しましょう!

警戒レベル	避難の情報など	命を守る避難行動など
警戒レベル5	災害発生情報	すでに災害が発生している状況です。命を守るため最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4	避難勧告 避難指示(緊急)	速やかに安全な場所へ避難しましょう。 ※事前に自宅、学校、会社周辺の危ない場所を防災マップなどで確認しておきましょう。
警戒レベル3	避難準備・ 高齢者等避難開始	お年寄り、体の不自由な人、子供など避難に時間がかかりそうな人やその支援者は、避難を開始しましょう。その他の人は、避難の準備をしましょう。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	避難に備え、自らの命を守る避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	早期注意情報	気象情報などの最新情報に注意しましょう。

●お問い合わせ 総務課 ☎37-2111 (担当:小掠)